

第 31 回平川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 6 月 12 日（火） 9 時 01 分～9 時 56 分

2. 開催場所 平川市役所尾上分庁舎 3 階 委員会室

3. 出席農業委員 (17 名)

1 番委員	古 川 榮	2 番委員	角 田 晃 一	3 番委員	三 浦 良 孝
4 番委員	丹 代 純 嗣	5 番委員	佐 藤 徳 樹	6 番委員	小山内 知 寛
7 番委員	今 井 文 雄	8 番委員	小田桐 志賀子	9 番委員	今 井 龍 美
10 番委員	福 士 弘	11 番委員	齋 藤 美也子	12 番委員	大 川 哲 彌
13 番委員	山 口 知 治	14 番委員	白 戸 昭 夫	15 番委員	葛 西 雅 博
16 番委員	欠	17 番委員	齋 藤 久 嗣	18 番委員	欠 番
19 番委員	三 浦 勝 志				

4. 欠席農業委員 (1 名)

16 番委員	柴 田 博 明				
--------	---------	--	--	--	--

5. 出席農地利用最適化推進委員【調査員】 (7 名)

平賀-1	赤 平 和 総	平賀-2	欠	平賀-3	七 戸 茂 春
平賀-4	工 藤 勉	平賀-5	谷 川 信 秀	尾上-1	小 野 良
尾上-2	葛 西 均	碓ヶ関	平 山 純 一		

6. 欠席農地利用最適化推進委員 (1 名)

平賀-2	今 井 三 男				
------	---------	--	--	--	--

7. 出席事務局職員 (4 名)

事務局長補佐	小田桐 功 幸	碓ヶ関支局長補佐	工 藤 和 彦	農地係長	中 嶋 一 朗
農地係主事	笹 村 慎一郎				

8. 議事日程等

- 第 1 開 会
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議事録署名者並びに説明者の指名
- 第 4 書記の指名
- 第 5 上程議案

議案第 120 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

- 議案第 121 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について
- 議案第 122 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について
- 議案第 123 号 農地法第 18 条第 1 項の規定に基づく許可に係る意見について
- 議案第 124 号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 125 号 平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）
について
- 議案第 126 号 平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
- 報告第 79 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
- 報告第 80 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について

第 6 閉会

9. 会議の概要

・会長あいさつ (省 略)

・農業委員会憲章唱和 (委員全員) (省 略)

[開会 9 時 01 分]

議長
(山口 知治)

これより第 31 回総会を開会いたします。
只今の出席委員は、18 名中 17 名です。
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
会期についてお諮りいたします。
会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。
議事録署名者を決定したいと思います。議長より指名するにご異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。
6 番小山内委員、7 番今井委員の両名にお願いいたします。
議案説明のため、農地利用最適化推進委員、小田桐事務局長補佐、
工藤碓ヶ関支局長補佐、中嶋農地係長、笹村主事の出席を求めました。
書記には、中嶋農地係長を採用いたします。

笹村主事

本日の議案は、お手元に配布してある議案第 120 号から議案第 126 号まで 7 件、ほかに報告が 2 件でございます。

それでは、議案第 120 号を議題とし、事務局より説明を求めます。

(議案第 120 号表題部読上げ後)

総会資料と別紙で配布しております農地法第 3 条調査書と合わせてご覧ください。

2 ページをご覧ください。

今回の所有権移転は件数が 2 件、面積 107,564 平方メートルで、畑 15 筆 107,564 平方メートルとなっています。

4 ページをご覧ください。

今回の賃貸借権設定は件数が 6 件、面積 28,426 平方メートルで、田 11 筆 21,354 平方メートル、畑 6 筆 7,072 平方メートルとなっています。

7 ページをご覧ください。

今回の使用貸借権設定は件数が 2 件、面積 34,513 平方メートルで、田 20 筆 19,013 平方メートル、畑 22 筆 15,500 平方メートルとなっています。

それでは、2 ページをご覧ください。

今回の 3 条所有権移転の申請事由は、整理番号 155 番は、譲渡人の子への贈与です。

整理番号 156 番は、譲受人の経営拡大による売買です。

売買価格は、

整理番号 156 番 総額 300,000 円 10 アール当たり 290,136 円
となっています。

次に、3 ページの賃貸借権設定です。

今回の 3 条賃貸借権設定の申請事由は、整理番号 285 番から 290 番は、借受人の経営拡大による賃貸借権設定です。

なお、整理番号 286 番は、5 月総会で基盤法により売買された農地と隣接地にあり、同時に売買予定でありましたが、登記事項証明書を確認したところ、明治時代の抵当権が設定されており、早急に抵当権の抹消できない状況にあるため今回貸借に至ったものです。

次に、5 ページの使用貸借権設定です。

今回の 3 条使用貸借権設定の申請事由は、整理番号 69 番は、借受人の経営拡大による使用貸借権設定です。

整理番号 70 番は、経営移譲年金に係る再設定です。

今回、申請のあった案件については農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

次に、担当地区の委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

所有権移転の整理番号 155 番、使用貸借権設定の整理番号 70 番については、親族間の移動のため、現地調査を省略いたしました。

それでは、6 番、小山内委員から、所有権移転の整理番号 156 番の報告をお願いします。

6 番小山内委員

所有権移転の整理番号 156 番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は、市内在住の農業者で、隣接地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、尾上-2、葛西推進委員から、賃貸借権設定の整理番号 285 番の報告をお願いします。

尾-2 葛西推進委員

賃貸借権設定の整理番号 285 番について、現地を確認してきました。

借受人は、市内在住の認定農業者で、市内に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、19 番、三浦委員から、賃貸借権設定の整理番号 286 番の報告をお願いします。

19 番三浦委員

賃貸借権設定の整理番号 286 番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、14 番、白戸委員から、賃貸借権設定の整理番号 287 番の報告をお願いします。

14 番白戸委員

賃貸借権設定の整理番号 287 番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、尾上-1、小野推進委員から、賃貸借権設定の整理番号 288、289 番の報告をお願いします。

尾-1 小野推進委員

賃貸借権設定の整理番号 288、289 番について、現地を確認し、借受人の方と会うことができました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の農地所有適格法人で、市内に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、2 番、角田委員から、賃貸借権設定の整理番号 290 番の報告をお願いします。

2 番角田委員

賃貸借権設定の整理番号 290 番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の農地所有適格法人で、市内に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、14 番、白戸委員から、使用貸借権設定の整理番号 69 番の報告をお願いします。

14 番白戸委員

使用貸借権設定の整理番号 69 番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による使用貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

現地調査の結果報告と補足説明が終わりました。

それでは、議案第 120 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

議案第 120 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 120 号について、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第 121 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

笹村主事

(議案第 121 号表題部読上げ後)

総会資料と別紙で配布しております農地転用許可基準説明書と合わせてご覧ください。

9 ページをご覧ください。

今回の 4 条転用許可申請は件数が 1 件、面積 200 平方メートル、田 1 筆です。

なお、整理番号 11 番は、平成 29 年 10 月の第 22 回総会にて農振除外について委員全員で現地を確認したことがあり、事前に事務局で現地を確認したところ、特に変化はなかったため、農業委員による現地調査は省略し、事務局より説明いたします。

整理番号 11 番は 10 ページが位置図、11 ページが案内図、12 ページが土地利用計画図です。

申請地は、旧広船小学校から南西へ約 200 メートルに位置する広船集落内の農地です。

申請者は、現在申請地に隣接する住宅に居住していますが、その土地は周囲から雨水の流入があり、大雨による浸水の懸念があるとのことで、申請地に敷地を拡張し、盛土などの対策を講じたうえで建てかえることが目的です。

農地区分については、申請地を含めて集团的に存在する農地を分断する要因が見あたらず、一団の農地の規模が 10 ヘクタール以上であることから、第一種農地に該当すると思われます。

第一種農地における農地転用は原則不許可ですが、既存施設の敷地面積の 2 分の 1 以内の拡張については例外的に許可できることとなっており、今回の申請はこれに該当するものと思われます。

また、転用計画の確実性など一般の基準に関しても、事前に現場を調査し、提出書類を確認したところ、特に問題はありませんでした。

よって、今回の申請は許可基準を全て満たしているものと判断し、許可相当と考えられます。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。
それでは、議案第 121 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第 121 号を、原案のとおり許可すべきものと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 121 号を、原案のとおり許可すべきものと決定いたします。
次に、議案第 122 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

笹村主事

(議案第 122 号表題部読上げ後)

総会資料と別紙で配布しております農地転用許可基準説明書と合わせてご覧ください。

14 ページをご覧ください。

今回の 5 条転用許可申請は、所有権を移転する案件が 9 件、田 12 筆、面積 6,451 平方メートルです。

なお、本案件については先月に担当委員とともに現地確認を行い、代理人にも立ち会ってもらいましたが、提出書類に不備があったことから今回の総会にて審議していただくこととしました。

整理番号 28 番から 36 番は 16 ページが位置図、17 ページが案内図、18 ページが土地利用計画図です。

なお、同一目的の案件なので位置図等は一つにまとめてあります。

申請地は、松崎小学校から南西へ約 350 メートルに位置する館山集落内の農地です。

申請者は、市外で不動産を営んでおり、転用目的は建売分譲です。第三者間の所有権移転となります。

農地区分については、申請地を含めて一団で存在する農地を分断する要因が見あたらず、一団の農地の規模が 10 ヘクタール以上であることから、第一種農地に該当すると思われます。

第一種農地における農地転用は原則不許可ですが、集落に接続して設置される業務上必要な施設は例外的に許可できることとなっております。今回の申請はこれに該当するものと思われます。

また、転用計画の確実性など一般の基準に関しても、現地及び提出

書類を確認したところ、特に問題はありませんでした

よって、今回の申請は許可基準を全て満たしているものと判断し、許可相当と考えられます。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第 122 号について、質疑、ご意見を求めます。

1 番古川委員

転用面積が大きいですが、水路等公有財産は入っているのか、またその払い下げは済んでいるのですか。

また、治水対策として L 型擁壁を設置するとありますが、どのように設置するのか教えてください。

笹村主事

水路が法定外共有物で、払い下げ申請を受けています。

また、水路は南側にあり、北側と南側両方に L 型擁壁が設置される予定です。

小田桐事務局長補佐

補足として、当初は盛土により対応予定でしたが、建設課より、水があふれるのではとの指摘を受け、L 型擁壁に変更したとの事です。

1 番古川委員

わかりました。

尾-1 小野推進委員

土地の売買価格を教えてください。

笹村主事

総額 25,000,000 円 10 アール当たり 3,800,000 円
とのことです。

尾-1 小野推進委員

わかりました。

議長

ほかに、質疑、ご意見等ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第 122 号を、原案のとおり許可すべきものと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 122 号を、原案のとおり許可すべきも

のと決定いたします。

次に、議案第 123 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

(議案第 123 号表題部読上げ後)

総会資料と別紙で配布しております農地法第 18 条調査書と合わせてご覧ください。

議案を説明する前に農地法第 18 条 1 項に規定する許可について説明します。

賃貸している農地の返還を受ける場合は、原則として農地法第 18 条の許可を受ける必要があります。

今までは例外として、貸し手、借り手双方合意による解約（合意解約）を行っておりましたが、今回双方合意による解約ができなかったため、初めてのケースではありますが、県知事許可案件となり、農業委員会の意見を付して県知事へ進達することになります。

県知事は農業会議の意見を聞き許可を出すことになります。

それでは議案の説明をいたします。

20 ページをご覧ください。今回の 18 条許可申請は 1 件、面積が 1,801 平方メートル、田 3 筆 1,801 平方メートルとなっています。

申請事由は、借人が高齢のため耕作出来なくなったものであり、別紙 18 条調査書のとおり 18 条第 2 項第 6 号のその他正当な事由がある場合に該当するため、賃借人単独により許可申請があったものです。

整理番号 1 番は、昭和 30 年 3 月 1 日から昭和 40 年 12 月 31 日までの期間による賃貸借権を設定した案件です。

なお、当時の許可書及び契約書等が紛失しているため、契約期間は推定です。

合意解約に至らなかった理由としては、平成 17 年 2 月に貸人から子への生前一括贈与の納税猶予の特例を受けるため、農地法第 3 条の許可申請する際に借人の同意が必要とされ、その際に借人の同意を得られず、そうこうしている内に平成 25 年 8 月に貸人が死亡し現在に至っている状態であります。

貸人の代理人（貸人の孫）は、相続登記するにしても相続人が数人いることと、相続人で既に亡くなっている方もあり、今となっては相続登記もままならない状態であり、返還されても困るとのことでした。

また、借人としても高齢のため耕作できないとの理由により、今回解約の申入れを行うものです。

解約の申入れを行う場合は、農地法第 18 条第 1 項の規定により県知事の許可を受けたうえで解約の申入れを行うことになります。

本件は既に期限の定めのない賃貸借となっておりますので、民法 617 条第 2 項の規定により、解約の申入れをしようとする日の 1 年後に土

地の引き渡しをし、賃貸借が終了することになります。
以上です。

議長

議案第 123 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

議案第 123 号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 123 号を原案のとおり決定いたします。
次に、議案第 124 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

笹村主事

(議案第 124 号表題部読上げ後)

23 ページをご覧ください。

今回の所有権移転は件数が 3 件、面積 28,364 平方メートルで、田 19 筆 15,645 平方メートル、畑 6 筆 12,719 平方メートルです。

24 ページをご覧ください。

今回の利用権設定は件数が 3 件、面積 10,297 平方メートルで、地目は全て田です。

それでは所有権移転の案件から説明いたします。

整理番号 177 番から 178 番までは譲受人の経営拡大による売買です。

整理番号 179 番は農地中間管理事業の農地売買等事業による買受です。

この案件は、公益社団法人あおもり農林業支援センターがいったん農地を買い取ったあと、今回の譲受人が 5 年間借受けて耕作していたもので、貸借期間の満了時期が近づいていることから、譲受人があおもり農林業支援センターから買受けるというものです。

続いて利用権設定の案件について説明いたします。

整理番号 144 番から 146 番までは、農地中間管理事業による利用権設定です。

今回、申請のあった案件については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました 17 番齋藤委員、19 番三浦委員、補足説明がありましたらお願いします。

17 番齋藤委員 私の方から所有権移転の売買価格をお知らせします。
整理番号 177 番 総額 648,000 円 10 アール当たり 319,370 円
整理番号 178 番 総額 1,000,000 円 10 アール当たり 93,546 円
整理番号 179 番 総額 6,258,000 円 10 アール当たり 400,000 円
となっております。
以上です。

議長 補足説明が終わりました。
それでは、議案第 124 号について、質疑、ご意見を求めます。

尾-1 小野推進委員 所有権移転の整理番号 179 番は、売買前に 5 年間の貸借があったと
のことですが、賃借料はいくらですか。

笹村主事 賃借料は、年間
総額 204,900 円 10 アール当たり 13,100 円
の契約で、5 年間で約 100 万円となっています。
買受人が実際に支払うのは、売買価格からこの 5 年間の賃借料を差
し引いた額になります。

尾-1 小野推進委員 売買価格は差し引いた後の額ではないのですか。

笹村主事 農地売買等事業の売買が、最初に売買価格を決め、一定期間の、当
案件の場合は 5 年間の賃借料と保証金等を差し引いた額を納入する、
というものですので、売買価格はあくまで当初の 6,258,000 円となり
ます。

尾-1 小野推進委員 わかりました。

議長 ほかに質疑、ご意見等ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 議案第 124 号について、原案のとおり決定することにご異議ござい
ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、議案第 124 号を原案のとおり決定いたします。

中嶋農地係長

次に、議案第 125 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

(議案第 125 号表題部読上げ後)

この件につきましては、農業委員会の活動が見えにくいなどの指摘があり、農業委員会がどのような活動を行っているかなどについて、毎年、ホームページ等で公表するというものです。

それでは、主な概要について説明いたします。

26 ページをご覧ください。

「1 農業の概要」ですが、区分ごと、地目ごとの面積については、下記の米印の注意事項のとおり、2015 年農林業センサスなどの調査結果に基づく数値が使われております。

次に「2 農業委員会の現在の体制」につきましては、平成 28 年度から「新体制」へ移行しておりますので、「旧制度に基づく農業委員会の欄は空欄のまま、次の新制度に基づく農業委員会については、農業委員数、定数が 19、実数が 18、その下の各区分の数値は、認定農業者が 12、女性が 2、中立委員が 1 となっております。

その右横、農地利用最適化推進委員の定数 8、実数 8、地区数 8 となっております。

次に 27 ページをご覧ください。

担い手へのこれまでの集積面積 2,526 ヘクタールに対し、実績が 96 ヘクタール増の 2,622 ヘクタールとなり、集積目標 2,663 ヘクタールに対する達成率が 98.5 パーセントとなりました。

次に 28 ページをご覧ください。

新たに農業経営を営もうとする者の新規参入状況については、平成 26 年度から 28 年度にかけ、だいたい同じ推移をたどっています。

その主な原因として、ハウス栽培を希望する相談が増えているが、適した農地の確保が難しいことなどが挙げられます。

平成 29 年度の目標及び実績については、参入者数の達成率が 88.9 パーセントで、面積は目標を若干下回り、92.3 パーセントとなっております。

次に 29 ページをご覧ください。

遊休農地に関してですが、平成 29 年度の解消目標 10.9 ヘクタールに対して、実績は 2.8 ヘクタールとなりました。

次に 30 ページをご覧ください。

違反転用への適切な対応については、解消面積の実績が 2.5 ヘクタールでした。

次に 31 ページをご覧ください。

「1 農地法第 3 条に基づく許可事務の 1 年間の処理件数」は 237 件でした。

また、「2 農地転用に関する事務の1年間の処理件数」は31件でした。

次に32ページをご覧ください。

「3 農地所有適格法人からの報告への対応」ですが、管内に農地を有する法人は24法人あり、うち報告書を提出した法人数は21法人となりました。

残りの3法人については、1法人が現在休業中ということで事業を再開してから提出、残る2法人は平成30年度から提出していただくことになっております。

次に「4 情報の提供」ですが、賃借料情報については、調査対象846件、農地の権利移動については、移動件数561件、農地台帳の整備については、平成30年3月末現在で、農地面積が4,968.9ヘクタールとなっております。

次に33ページをご覧ください。

地域農業者からの主な要望・意見はございませんでした。

次に事務の実施状況の公表については、

「1 総会等の議事録」は市ホームページで公表しております。

「2 農地等利用最適化推進対策の改善」についての意見の提出はございませんでした。

「3 活動計画の点検・評価の公表」については、市ホームページにて公表しております。

以上、簡単に説明いたしました。後で一通り、目を通していただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

議長

議案第125号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

議案第125号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第125号を原案のとおり決定いたします。次に、議案第126号を議題とし、事務局に説明を求めます。

中嶋農地係長

(議案第126号表題部読上げ後)

次に35ページをご覧ください。

これは、先ほどの議案第126号の最初のページと同じ内容ですので、

割愛させていただきます。

次に 36 ページをご覧ください。

担い手への農地の利用集積ですが、これまでの集積面積 2,622 ヘクタールに対し、目標は下の欄内の数式で求めました集積面積 2,731 ヘクタールで、新規集積面積を 133 ヘクタールといたしました。

次に新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、平成 30 年の目標及び活動計画については、「1 現状及び課題」の過去 3 年間の平均値といたしました。

次に 37 ページをご覧ください。

遊休農地の現状と課題ですが、平成 30 年 3 月末現在の遊休農地面積は 8.1 ヘクタール、よって、平成 30 年度の解消目標面積を 8.1 ヘクタールとしました。

具体的な活動計画は、農地の利用状況調査について 7 月から 8 月まで農地パトロールを実施、そして農地の利用意向調査を 11 月から 12 月まで実施予定です。

続いて、違反転用への適正な対応については、平成 30 年 3 月末で 7.1 ヘクタールあり、是正指導や発生防止に向けた活動を強化したいと考えております。

以上、簡単に説明をいたしました。後で一通り、目を通していただきたいと思っております。

なお、記載された数字などは、先ほどの議案と同様、見込みの数字もあり、また、市ホームページに公表するまでに字句など詳細に精査する必要がありますので、今後発生する数字や字句の修正等については、事務局に一任いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長

議案第 126 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

議案第 126 号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 126 号を原案のとおり決定いたします。次に、報告 2 件を一括して、事務局から説明願います。

笹村主事

(報告第 79 号表題部読上げ後)
40 ページをご覧ください。

平成 30 年 3 月から平成 30 年 5 月までの 3 ヶ月間の届出件数は 33 件で、面積は 262,468 平方メートル、田 96 筆、畑 88 筆となっています。

(報告第 80 号表題部読上げ後)

42 ページをご覧ください。

今回の 5 条転用届出件数は 3 件で、畑 7 筆、面積 1,746 平方メートルです。

整理番号 12 番は、43 ページが位置図、44 ページが案内図、45 ページが土地利用計画図です。

届出地は、市役所本庁舎から北西へ約 900 メートルに位置する光城集落内の農地で、転用目的は駐車場です。

西側に隣接する宅地と併せて活用するとのことです。

続いて整理番号 13 番、14 番は、46 ページが位置図、47 ページが案内図、48 ページが土地利用計画図です。

なお、届出人は異なりますが同一目的の案件なので位置図等は一つにまとめてあります。

届出地は、市役所本庁舎から北西へ約 500 メートルに位置する光城集落内の農地で、転用目的は普通住宅用地造成です。

以上です。

議長

ここで、暫時休憩いたします。

【休憩 9 時 52 分】

【再開 9 時 56 分】

議長

休憩を取消し、会議を再開いたします。

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議長

これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

[閉会 9 時 56 分]